



平成30年5月2日

木村 健人 殿

近畿地方整備局
建政部 建設産業第二課長



住宅宿泊管理業者の登録について（通知）

平成30年4月5日付けで申請のあった登録については、住宅宿泊事業法第24条第1項の規定に基づき下記のとおり登録を行う予定であることを通知します。

記

登録年月日	平成30年6月15日
登録番号	国土交通大臣（01）第F00233号
登録有効期間	平成30年6月15日 ～ 平成35年6月14日

※ 本通知は、登録番号及び登録年月日が、住宅宿泊事業者との管理受託契約の締結前の書面、締結時の書面及び住宅宿泊事業者が都道府県知事等に行う届出に必要とされることから事前にお知らせするものです。
住宅宿泊事業法の施行日となる平成30年6月15日に上記の登録番号等が正式に登録されることとなりますので、平成30年6月14日までは事業を行うことができません。

※ 登録された情報（①商号、名称又は氏名、②営業所又は事務所の名称及び所在地、③登録年月日及び登録番号）については、本通知の送付後順次、国土交通省ホームページで公表させていただきます。
ただし、住宅宿泊事業法の施行となる平成30年6月15日より前の公表を希望しない場合は平成30年05月09日までに以下の問い合わせ先にご連絡ください。ご連絡がない場合は了承したとみなさせていただきます。

<問い合わせ先>

近畿地方整備局 建政部建設産業第二課 住宅宿泊管理業係
TEL：06-6942-1141（内線6662）、FAX：06-6942-1854

<国土交通省ホームページ>

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_fr3_000050.html